

立川市行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定による。

立川市行政手続条例の一部を改正する条例

立川市行政手続条例（平成8年立川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 ……略……</p> <p>第4章 行政指導（<u>第30条～第34条の3</u>）</p> <p>第4章の2 処分等の求め（<u>第34条の4</u>）</p> <p>第5章及び第6章 ……略……</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>(6) 不利益処分 市長等が条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接にこれに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次の<u>いずれか</u>に該当するものを除く。</p> <p>ア～エ ……略……</p> <p>(7)～(9) ……略……</p> <p>（申請に対する審査及び応答）</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2 市長等は、前項に規定する申請が次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、速やかに当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、相当の期間を定めて当該申請の訂正若しくは補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 ……略……</p> <p>第4章 行政指導（<u>第30条～第34条の2</u>）</p> <p>第4章の2 処分等の求め（<u>第34条の3</u>）</p> <p>第5章及び第6章 ……略……</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>(6) 不利益処分 市長等が条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接にこれに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次の<u>一</u>に該当するものを除く。</p> <p>ア～エ ……略……</p> <p>(7)～(9) ……略……</p> <p>（申請に対する審査及び応答）</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2 市長等は、前項に規定する申請が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、速やかに当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、相当の期間を定めて当該申請の訂正若しくは補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。</p>

(1)～(4) ……略……

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号に掲げる区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア～ウ ……略……

(2) ……略……

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(5) ……略……

(不利益処分の理由の提示)

第14条 ……略……

2 市長等は、前項ただし書の場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、処分後相当の期間内に、同項に規定する理由を書面により提示しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

(聴聞の主宰)

第19条 ……略……

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(6) ……略……

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これらの者に対し、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会

(1)～(4) ……略……

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号に掲げる区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次の一に該当するとき 聴聞

ア～ウ ……略……

(2) ……略……

2 次の各号の一に該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(5) ……略……

(不利益処分の理由の提示)

第14条 ……略……

2 市長等は、前項ただし書の場合においては、次の各号の一に該当する場合を除き、処分後相当の期間内に、同項に規定する理由を書面により提示しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

(聴聞の主宰)

第19条 ……略……

2 次の各号の一に該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(6) ……略……

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、次の各号の一に該当する場合には、これらの者に対し、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与え

を与えることなく、聴聞を終結することができる。

(1)及び(2) ……略……

2 ……略……

(聴聞の再開)

第25条 市長等は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1)及び(2) ……略……

(3) 当該行政指導の根拠となる法律又は条例の条項

(4)～(6) ……略……

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

ることなく、聴聞を終結することができる。

(1)及び(2) ……略……

2 ……略……

(聴聞の再開)

第25条 市長等は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1)及び(2) ……略……

(3) 当該行政指導がその根拠となる法律の条項

(4)～(6) ……略……

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

## (この章の解釈)

第34条の3 この章の規定は、市の機関が公益のために必要な行政指導を行うことを妨げるものと解釈してはならない。

第34条の4 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) ……略……
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) ……略……
- (4) 当該処分の根拠となる条例等の条項又は行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項

(5)及び(6) ……略……

3 ……略……

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) ……略……
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) ……略……
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

(5)及び(6) ……略……

3 ……略……

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

